

月報 平成28年 11月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 9月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は170人で、前月比では8.6%減少したが、前年同月比では16.4%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は740人で、前年同月比では6.8%の減少となった。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は325人で、前年同月比では、一般求人が8.5%減少し、パート求人も28.8%の減少となり、全体としては15.1%の減少となった。
- ・また産業別にみると、前年同月比で、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業では減少となったが、医療・福祉分野では増加となった。
- ・月間有効求人数は819人で、前年同月比で9.0%の減少となった。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、有効求職者数・有効求人数がともに減少した中、かろうじて1倍台となったが前年同月と比較して0.02ポイント低い1.11倍であった。なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.09倍、パートの有効求人倍率が1.14倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



**一 般 職 業 紹 介 状 況** 平成28年9月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	170	▲ 8.6	16.4
	うち男	75	▲ 21.1	▲ 1.3
	うち女	94	3.3	34.3
	年齢別			
	～44歳	93	▲ 7.0	12.0
	45～54歳	37	23.3	68.2
	55歳～	40	▲ 28.6	▲ 2.4
	月間有効求職者数	740	▲ 1.3	▲ 6.8
	うち男	367	▲ 3.4	▲ 13.2
	うち女	372	0.8	0.3
年齢別				
～44歳	353	▲ 2.8	▲ 14.1	
45～54歳	136	7.9	4.6	
55歳～	251	▲ 3.8	▲ 0.8	
求 人 関 係	新規求人数	325	16.9	▲ 15.1
	主要産業別			
	建設業	79	132.4	▲ 17.7
	製造業	37	▲ 37.3	▲ 17.8
	卸売・小売業	33	13.8	▲ 36.5
	飲食店・宿泊業	24	▲ 50.0	▲ 57.9
医療・福祉	75	63.0	21.0	
月間有効求人数	819	5.1	▲ 9.0	
就 職 関 係	紹介件数	290	16.5	27.8
	うち男	158	13.7	17.0
	うち女	131	19.1	44.0
	就職件数	78	9.9	9.9
	うち男	32	▲ 13.5	▲ 15.8
	うち女	45	32.4	40.6

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

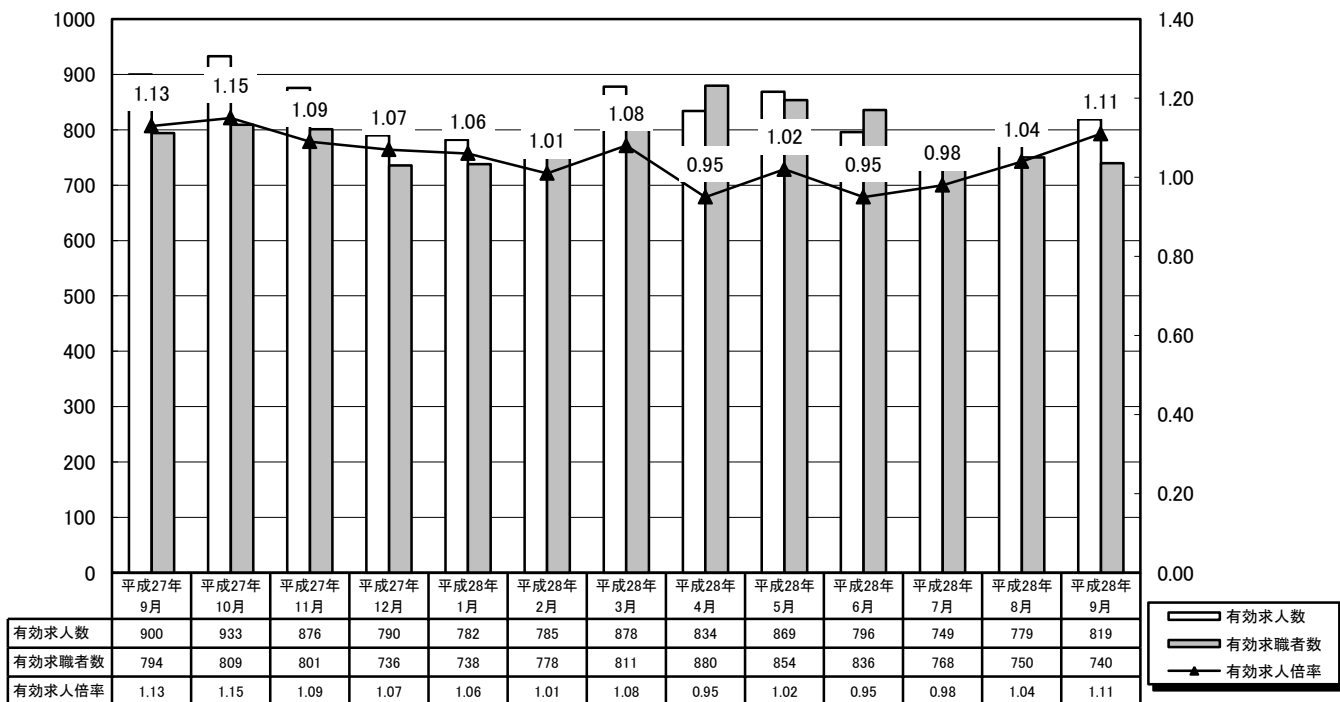
**雇 用 保 険 取 扱 状 況** 平成28年9月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	797	804	787	
	資 格 取 得 者 数	98	116	164	
	資 格 喪 失 者 数	128	99	87	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,998	11,015	11,196	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	42	47	43
		受給者実人員	182	205	177
		支給金額(千円)	19,707	27,388	20,968
	高齢	受給者数	6	6	7
		支給金額(千円)	1,239	1,456	1,426
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支給人員	20	24	10
		支給金額(千円)	4,859	8,654	2,251

## 労働市場の動き（平成28年9月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 雇用保険の適用拡大について

### 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 雇用保険被保険者資格取得届の提出が  
必要です

- ③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 届出は不要です

（※）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用される被保険者

◎一週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあることが雇用保険の適用要件となります。

◎雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、①の場合は雇用した日の属する月の翌月10日まで、②の場合は平成29年3月31日までとなります。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせ下さい。

# 11月は『職業能力開発促進月間』です。

「ニッポン一億総活躍プラン」において、若者の雇用の安定、非正規雇用労働者の待遇改善及び多様な人材力発揮のための様々な支援策が盛り込まれる等、職業能力開発施策の推進に対する期待はますます高まっています。

厚生労働省では、11月を「職業能力開発促進月間」、同月10日を「技能の日」として、国及び都道府県等において職業能力開発行政に係る各種の取組を通じて、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能の振興を目指すとともに、労働生産性の向上につながる人材育成に関する各種支援策等の積極的な周知・広報を行います。

## 【宮城労働局、宮城県及び機構宮城支部で実施する各種取組】

- ❖ 人材育成支援策リーフレットによる周知・啓発(局、県及び機構のHPの活用、主要経済団体等に対するリーフレットの送付)
- ❖ 人材育成支援策等に係る「助成金活用促進セミナー」(仮称)の開催
- ❖ 労働局作成の「11月は『職業能力開発促進月間』です。」のポスターの掲示
- ❖ 職業能力開発関係功労者、優良事業所、卓越した技能者(宮城の名工)に対する表彰式(宮城県 12月1日)
- ❖ 「親子ものづくり体験フェア」の実施(機構宮城支部 11月6日)

## 【国などで実施する各種取組】

- ・ 障害者職業能力開発促進旬間(11月1日～10日)
- ・ 卓越した技能者(現代の名工)の厚生労働大臣表彰式(11月21日)
- ・ 平成28年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰及び職業能力開発論文コンクールの入賞者に対する表彰式(11月22日)

## 求職者の皆様へ

新たなスキルを身に着け、正社員を目指す方などに対して、国の制度として「職業訓練」制度があります。

詳しくは、宮城労働局、宮城県及び機構宮城支部のホームページの「職業訓練情報」や「求職者支援制度のご案内」をご覧ください。

## 事業主の皆様へ

現在雇用している非正規労働者などの能力開発を行う場合、各種助成金を活用することができます。

詳しくは、宮城労働局ホームページの「人材育成支援策のご案内」のバナーをクリックしてご確認下さい。

「職業訓練」や「各種助成金制度」については、宮城労働局、ハローワークでご案内しておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

宮城労働局  
宮城県

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部